



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

- 372 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課)..... 1
- 373 生活保護法による指定医療機関の変更 (")..... 1
- 374 生活保護法による指定介護機関の変更 (")..... 2
- 375 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定 (長寿社会課)..... 2
- *376 平成25年和歌山県告示第323号(保健所使用料の決定)の一部改正 (医務課)..... 2
- 377 特定農業用ため池の指定の解除 (農業農村整備課)..... 3
- 378 基本測量の終了 (技術調査課)..... 3
- 379 道路の区域変更 (道路保全課)..... 3
- 380 都市計画事業の事業計画の変更認可 (下水道課)..... 4
- 381 " (")..... 4
- *382 和歌山県営住宅駐車場規程(令和3年和歌山県告示第671号)の一部改正 (建築住宅課)..... 5
- *383 昭和37年和歌山県告示第41号(和歌山県証紙売りさばき人の指定)の一部改正(会計課)..... 5

○ 訓令

- *2 和歌山県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令 (人事課)..... 6

○ 正誤

- 令和4年3月8日付け和歌山県報第292号和歌山県監査公表第7号中 8

告 示

和歌山県告示第372号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和4年3月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 指 定 番 号 | 名 称 | 所 在 地 | 廃 止 年 月 日 |
|--------------|-----------|-------------------|--------------|
| 紀医新 53-27 | 那賀休日急患診療所 | 紀の川市東大井350 | 令和 3.9.4 |
| 御薬新 17-28 | ひなた薬局 | 御坊市湯川町財部221-11 | 令和 4.1.31 |
| 岩医新 42-29 | 岩出こころの診療所 | 岩出市備前42 プチツール1-D | 令和 4.1.31 |
| 西医新 37-26 | 富永医院 | 西牟婁郡すさみ町周参見3910-5 | 令和 4.1.31 |

和歌山県告示第373号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

令和4年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 指 定 番 号 | 届出者の 名 称 | 変更事項（主たる事務所の所在地） | | 指定事業所の 名 称 | 指定事業所の 所 在 地 | 変 更 年 月 日 |
|-------------|-----------------|-------------------|-------------------------------|----------------------------|-------------------|-------------|
| | | 旧 | 新 | | | |
| 日訪新 2-02 | 株式会社KINJ ITO | 大阪府貝塚市小瀬 305-9 | 大阪府大阪市北区 曽根崎新地二丁目 6番24号 | 訪問看護ステーシ ョンナンバーワン 日高 | 日高郡日高町荊木 115-1 | 令和 4.2.1 |

和歌山県告示第374号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

令和4年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 届出者の 名称 | 主たる事務所の 所在地 | 指定事業所の 名称 | 指定事業所の 所在地 | サービスの 種類 | 変更事項 | 変 更 前 | 変 更 後 | 変 更 年 月 日 |
|-----------------|-----------------------------------|--------------------------------|-------------------|-----------------------|----------------|-----------------------|-----------------------------------|-------------|
| 株式会社KI NJITO | 大阪府大阪市 北区曽根崎新 地二丁目6番2 4号 | 訪問介護事 業 所 ナン バーワン日 高 | 日高郡日高町 荊木115-1 | 訪問介護 | 主たる事務 所の所在地 | 大阪府貝塚 市小瀬305- 9 | 大阪府大阪 市北区曽根 崎新地二丁 目6番24号 | 令和 4.2.1 |
| 株式会社KI NJITO | 大阪府大阪市 北区曽根崎新 地二丁目6番2 4号 | デイサービ スライフサ イズひだか | 日高郡日高町 荊木115-1 | 通所介護 | 主たる事務 所の所在地 | 大阪府貝塚 市小瀬305- 9 | 大阪府大阪 市北区曽根 崎新地二丁 目6番24号 | 令和 4.2.1 |
| 株式会社KI NJITO | 大阪府大阪市 北区曽根崎新 地二丁目6番2 4号 | 訪問看護ス テーション ナンバーワ ン日高 | 日高郡日高町 荊木115-1 | 訪問看護・ 介護予防訪 問看護 | 主たる事務 所の所在地 | 大阪府貝塚 市小瀬305- 9 | 大阪府大阪 市北区曽根 崎新地二丁 目6番24号 | 令和 4.2.1 |

和歌山県告示第375号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

令和4年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 指定事業 者 番 号 | 事業者の名称 又は 氏 名 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | サービスの 種 類 | 指 定 年 月 日 | 指 定 の 有 効 期 間 の 満 了 の 日 |
|----------------|-------------------|----------------------|---------------------------|-----------|-------------|-------------------------|
| 30718008 86 | 株式会社ソワン | ヘルパーステーシ ョンこもれびの里 | 和歌山県岩出市中島字 古川718-3、8、9 | 訪問介護 | 令和 4.3.1 | 令和 10.2.29 |
| 30720007 91 | 株式会社ケアステー ション奏 | 株式会社ケアステー ション奏 | 和歌山県御坊市塩屋町 北塩屋714 | 訪問介護 | 令和 4.3.1 | 令和 10.2.29 |

和歌山県告示第376号

平成25年和歌山県告示第323号（保健所使用料の決定）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から

適用する。

令和4年3月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

保健所使用料の表1の部（26）の項中「8項目以上9項目以下」を「8項目又は9項目」に、「870円」を「840円」に改め、同部（27）の項中「230円」を「700円」に改め、同部（29）の項中「280円」を「290円」に改め、同表5の部（2）の項中「1,440円」を「1,520円」に、「1,280円」を「1,360円」に改め、同表6の部（1）の項中「920円」を「890円」に改め、同部（2）の項中「HIV-1抗体確認検査」を「HIV-1・2特異抗体確認検査」に、「2,240円」を「5,280円」に改め、同部（3）の項中「860円」を「840円」に改め、同部（4）の項中「860円」を「840円」に改め、同部（5）の項中「3,490円」を「3,390円」に改める。

和歌山県告示第377号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定による特定農業用ため池の指定を解除したので、同条第5項において準用する同条第3項の規定により公示する。

令和4年3月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 名称 | 所在地 | 解除年月日 |
|------|------------------------------------|-----------|
| 西脇新池 | 紀の川市西脇字西尾73-2、73-3、79、88-2、89、90-2 | 令和4年3月29日 |

和歌山県告示第378号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和4年3月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 基本測量
 - 1) 電子基準点現地調査
 - 2) 防災対策地域水準測量
- 2 作業期間 令和3年7月1日から令和4年2月28日まで
- 3 作業地域
 - 1) 和歌山県和歌山市、海南市、田辺市、紀の川市及び伊都郡かつらぎ町
 - 2) 和歌山県田辺市、新宮市、西牟婁郡白浜町、上富田町及びすさみ町並びに東牟婁郡那智勝浦町、太地町及び串本町

和歌山県告示第379号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年3月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 169号

| 区 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 メートル | 延長 メートル | 備 考 メートル |
|---|------|--------------------|------------|-----------------|
| 新宮市熊野川町玉置口字上ミ地 198番38地先から同市熊野川町 玉置口字蔭地273番1地先まで | 旧 | 3.80 } 57.00 | 3,928.00 | 玉置口橋 L=38.70 |

和歌山県告示第380号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和4年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 施行者の名称

橋本市

2 都市計画事業の種類及び名称

橋本都市計画下水道事業 橋本市公共下水道

3 事業施行期間

自 昭和59年3月13日

至 令和6年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

該当なし

(2) 使用の部分

昭和59年和歌山県告示第178号、平成4年和歌山県告示第687号、平成8年和歌山県告示第758号、平成10年和歌山県告示第574号、平成12年和歌山県告示第828号、平成17年和歌山県告示第930号、平成20年和歌山県告示第1276号、平成26年和歌山県告示第331号、平成30年和歌山県告示第366号、令和2年和歌山県告示第274号及び令和2年和歌山県告示第1382号の事業地に、和歌山県橋本市橋谷字田宮臺内の一部を加える。

昭和59年和歌山県告示第178号、平成4年和歌山県告示第687号、平成8年和歌山県告示第758号、平成10年和歌山県告示第574号、平成12年和歌山県告示第828号、平成17年和歌山県告示第930号、平成20年和歌山県告示第1276号、平成26年和歌山県告示第331号、平成30年和歌山県告示第366号、令和2年和歌山県告示第274号及び令和2年和歌山県告示第1382号の事業地のうち、和歌山県橋本市岸上字西浦、字川端及び字横井手、慶賀野字塚、御幸辻字中森垣内、字林臺、字田中垣内及び字下久保、橋谷字塙平及び字広浦、胡麻生字中ノ町並びに学文路字北嶋の一部を削る。

昭和59年和歌山県告示第178号、平成4年和歌山県告示第687号、平成8年和歌山県告示第758号、平成10年和歌山県告示第574号、平成12年和歌山県告示第828号、平成17年和歌山県告示第930号、平成20年和歌山県告示第1276号、平成26年和歌山県告示第331号、平成30年和歌山県告示第366号、令和2年和歌山県告示第274号及び令和2年和歌山県告示第1382号の事業地のうち、和歌山県橋本市菖蒲谷字中垣内、字西畑、字中畑、字段垣内、字霜臺及び字下六反、東家三丁目、四丁目、六丁目、慶賀野字慶賀野台、字上ノ平及び字下垣内、御幸辻字北山、胡麻生字大垣内、隅田町下兵庫字山ノ谷、字山副及び字中山、隅田町河瀬字滝名及び字中野、妻字山添及び字鳥坪、柏原字梅貝及び字天上畑並びに北馬場字笹谷の一部を変更する。

和歌山県告示第381号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和4年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 施行者の名称

橋本市

2 都市計画事業の種類及び名称

高野口都市計画下水道事業 高野口町公共下水道

3 事業施行期間

自 昭和60年2月7日

至 令和6年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

該当なし

(2) 使用の部分

平成6年和歌山県告示第637号及び平成20年和歌山県告示第1277号の事業地のうち、和歌山県橋本市高野口町小田字浦、字中島、字野々本及び字堂浦の一部を削る。

平成6年和歌山県告示第637号及び平成20年和歌山県告示第1277号の事業地のうち、和歌山県橋本市高野口町小田字町島及び字柳の一部を変更する。

和歌山県告示第382号

和歌山県営住宅駐車場規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県営住宅駐車場規程（令和3年和歌山県告示第671号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | | 改正前 | |
|-----------|--------------|-----------|--------------|
| 別表（第3条関係） | | 別表（第3条関係） | |
| 県営住宅 | 区画数 | 県営住宅 | 区画数 |
| 略 | | 略 | |
| 県営住宅川永団地 | <u>423区画</u> | 県営住宅川永団地 | <u>251区画</u> |
| 略 | | 略 | |
| 県営住宅鮎川団地 | <u>35区画</u> | 県営住宅鮎川団地 | <u>30区画</u> |
| 略 | | 略 | |
| 県営住宅丹田台団地 | <u>98区画</u> | 県営住宅丹田台団地 | <u>96区画</u> |
| 県営住宅岡団地 | <u>29区画</u> | 県営住宅岡団地 | <u>30区画</u> |
| 略 | | 略 | |

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

和歌山県告示第383号

昭和37年和歌山県告示第41号（和歌山県証紙売りさばき人の指定）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から適用する。

令和4年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

表売りさばき所の欄中「有田警察署内」を「有田湯浅警察署有田分庁舎内」に、「湯浅警察署内」を

「有田湯浅警察署内」に、「串本警察署内」を「新宮警察署串本分庁舎内」に改める。

訓 令

和歌山県訓令第2号

庁中一般
各地方機関

和歌山県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

和歌山県職員安全衛生管理規程（昭和54年和歌山県訓令第32号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式中

| | | | |
|-------|------|------------|---|
| 安全管理者 | 職氏名 | | を |
| | 生年月日 | 年 月 日 (歳) | |
| | 性別 | 男 ・ 女 | |

| | | | |
|-------|------|------------|---|
| 安全管理者 | 職氏名 | | に |
| | 生年月日 | 年 月 日 (歳) | |

改める。

別記第3号様式中

| | |
|-------------|---|
| 人 (男 人・女 人) | を |
|-------------|---|

| | |
|---|----|
| 人 | に、 |
|---|----|

| | | | |
|-------|------|------------|---|
| 衛生管理者 | 職氏名 | | を |
| | 生年月日 | 年 月 日 (歳) | |
| | 性別 | 男 ・ 女 | |

| | | | |
|-------|------|------------|---|
| 衛生管理者 | 職氏名 | | に |
| | 生年月日 | 年 月 日 (歳) | |

改める。

別記第4号様式中

| | | | |
|-------|------|-----------|---|
| 作業主任者 | 職氏名 | | を |
| | 生年月日 | 年 月 日（ 歳） | |
| | 性別 | 男 ・ 女 | |

| | | | |
|-------|------|-----------|---|
| 作業主任者 | 職氏名 | | に |
| | 生年月日 | 年 月 日（ 歳） | |

改める。

別記第5号様式中

| | |
|------------|---|
| 人（男 人・女 人） | を |
|------------|---|

| | |
|---|----|
| 人 | に、 |
|---|----|

| 性別 | 参 考 事 項 |
|----|---------|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

を

| 参 考 事 項 |
|---------|
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |

に改める。

附 則

（施行期日）

- この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

正 誤

正 誤

令和4年3月8日付け和歌山県報第292号和歌山県監査公表第7号中

| ページ | 誤 | 正 |
|-----|-------|-------|
| 16 | 技術支援課 | 技術調査課 |